

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和3年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
コロナ禍で避難訓練等の実施が難しく、区民の防災意識が低くなったことに関して、新しい取組みを行っていく必要があるのではないか。	区民の皆様の防災意識の向上については広報をはじめとした様々なアプローチが必要と考えております。令和4年3月には大正区で作成した各地域ごとの津波避難施設が地図に明示された「津波避難マップ」を全戸配布させていただきます。 その他、区広報紙においても防災特集を掲載するなど、広報をはじめとした様々な取組みを工夫しながら、区民の皆様の防災意識の向上につなげ、地域ごとの「津波避難マップ」を活用した訓練等が行われ、大正区全体の防災力の向上が図れるよう、地域等への支援や働きかけを含めて努力してまいります。	条例第9条第1項

令和3年度 第4回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
新規事業(エリア価値の向上に向けた地域活性化事業)については、千島公園(昭和山)及びその周辺一帯を活用し、賑わいと魅力を創出する実証実験を行うとのことであるが、区民や区内企業が興味を持つように、ホームページやSNS等も含めた工夫を行い、広報活動には力をいれてやっていただきたいと思っている。	新規事業については広く周知を図ることが重要だと考えており、近隣区との広報協力についても働きかけるなど、力を入れて事業のPRに取り組んでまいります。	条例第9条第1項

令和4年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
地域での担い手が不足している状況があるため、日ごとの見守りについては地域だけでやりきるのではなく、日常的に訪問を行っている郵便局や新聞販売店等の事業所にも協力して見守りを行ってもらえるような仕組みを構築してはどうか。	大阪市でも郵便局などと協定を結び、取組みを進めていますが、その他の業種でも連携できる場所が多々あるかと思えます。また、直接訪問するだけでなく、洗濯物や郵便物が溜まっていないかなど、その見守りの方法も含めて、地域の皆様と一緒に考えていきたいと思えます。	条例第9条第1項

令和4年度 第2回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
個別避難計画について、地域では避難支援の実施者の不足を懸念していたが、真に優先度の高い方から取組むことにより、要支援者を絞り込めることがわかったので取組を一步進めたい。	地域に提供している要援護者名簿のうち、心身の状態や居住状況を基に優先度の高い方を抽出して、地域の皆さんと一緒に個別避難計画を作成したいと考えております。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答およびその後の対応を実施しています。

〔令和3年度第3回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000555/555572/R3-3ikenntoaiou.pdf>

〔令和3年度第4回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000563/563592/ikentaio.pdf>

〔令和4年度第1回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000572/572484/ikenntaiou.pdf>

〔令和4年度第2回大正区区政会議 意見と対応〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/cmsfiles/contents/0000582/582388/ikentotaiou.pdf>